

3 総 務

1 歴代三役・名誉市民

(1) 歴代市長

平成 28 年 4 月現在

代	氏 名	就 任 月 日	退 任 年 月
初 代	小 里 頼 永	明 40. 7	昭 12. 8
2	百 瀬 興 政	昭 12. 8	〃 14. 4
3	百 瀬 渡	〃 15. 4	〃 19. 4
4	平 林 盛 人	〃 19. 5	〃 20. 3
5	平 山 泰	〃 20. 7	〃 21. 3
6	赤 羽 幾 一	〃 21. 6	〃 21. 12
7	筒 井 直 久	〃 22. 4	〃 26. 4
8	松 岡 文 七 郎	〃 26. 4	〃 32. 1
9	降 旗 徳 弥	〃 32. 3	〃 44. 3
10	深 沢 松 美	〃 44. 3	〃 51. 3
11	和 合 正 治	〃 51. 3	平 4. 3
12	有 賀 正	平 4. 3	〃 16. 3
13	菅 谷 昭	〃 16. 3	在 職 中

(2) 歴代助役

平成 28 年 4 月現在

代	氏 名	就 任 月 日	退 任 年 月
初 代	深 澤 栄 三	明 40. 8	大 2. 8
2	藤 原 光 蔵	大 2. 8	〃 6. 5
3	一 志 金 平	〃 6. 9	〃 10. 9
4	石 川 矩 担	〃 10. 9	昭 4. 9
5	赤 羽 九 市	昭 4. 11	〃 21. 11
6	赤 羽 幾 一	〃 20. 12	〃 21. 6
7	筒 井 直 久	〃 21. 8	〃 22. 3
8	須 山 文 吾	〃 22. 6	〃 24. 12
9	赤 尾 武 芳	〃 24. 12	〃 29. 3
10	下 条 寛 一	〃 29. 3	〃 33. 3
11	北 沢 安 生	〃 34. 1	〃 42. 1
12	早 崎 茂 春	〃 37. 12	〃 44. 3
13	杉 山 治 人	〃 42. 2	〃 44. 3
14	和 合 正 治	〃 44. 5	〃 51. 3
15	高 木 梶 吉	〃 51. 5	〃 53. 4

16	上	村	長	〃	53. 5	〃	55. 5
17	小	林	清 完	〃	55. 5	〃	59. 5
18	大	友	博 幸	〃	59. 7	平	4. 3
19	松	村	好 雄	平	4. 7	〃	12. 6
20	萩	原	寿 郎	〃	12. 7	〃	16. 6
21	坪	田	明 男	〃	16. 7	〃	19. 3

(3) 歴代副市長

平成 28 年 4 月現在

代	氏 名	就 任 月 日	退 任 年 月
初 代	坪 田 明 男	平 19. 4	在 職 中

(4) 歴代収入役

平成 28 年 4 月現在

代	氏 名	就 任 月 日	退 任 年 月
初 代	服 部 築 膳	明 40. 8	大 9. 10
2	川 合 康 午 臘	大 9. 11	昭 3. 9
3	都 築 真 菊	昭 3. 9	〃 19. 9
4	真 島 善 三 郎	〃 19. 10	〃 21. 8
5	深 沢 権 重 郎	〃 22. 10	〃 26. 3
6	真 島 長 一 郎	〃 26. 6	〃 34. 5
7	杉 山 治 人	〃 34. 7	〃 42. 2
8	岩 崎 鉄 男	〃 42. 2	〃 44. 3
9	上 村 長	〃 44. 6	〃 53. 5
10	小 林 清 完	〃 53. 5	〃 55. 5
11	赤 羽 誠	〃 55. 5	〃 59. 5
12	窪 田 登	〃 59. 7	〃 62. 8
13	小 平 靖 彦	〃 62. 10	平 4. 3
14	新 井 計 夫	平 4. 4	〃 12. 6
15	坪 田 明 男	〃 12. 7	〃 16. 6
16	市 川 博 美	〃 16. 10	〃 19. 3

(5) 名誉市民

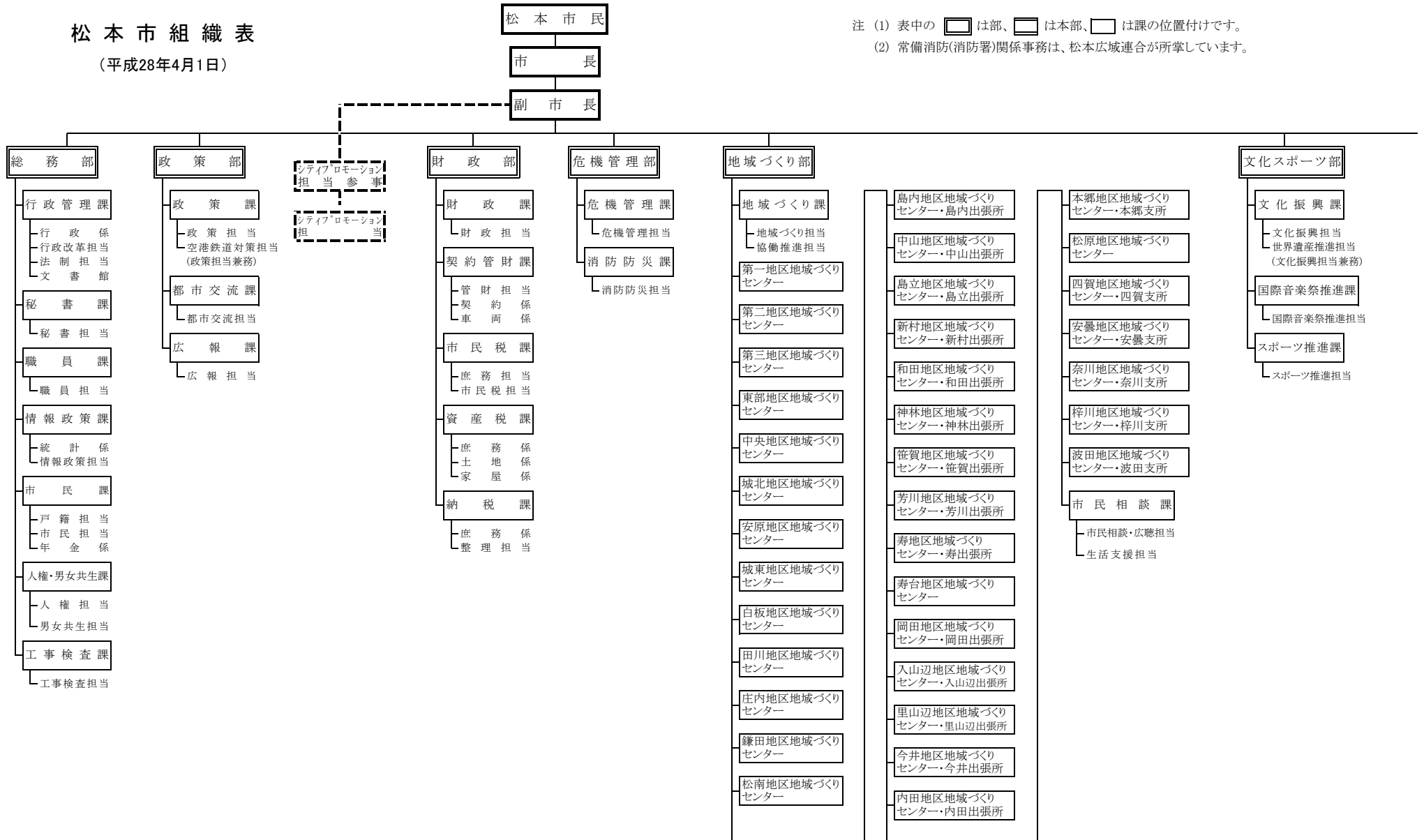
(平成28年4月1日現在)

No	氏名	生年月日	推戴年月日	主要経歴等	備考
1	J・ブラッケン・リー	1891年 1月 7日	昭和40年10月3日	米国ユタ州知事 米国ソルトレーク市長	1996年10月20日逝去
2	アルバート・レイ・オルビン	1898年 6月 1日	〃	米国ユタ大学名誉総長	1983年 3月 7日逝去
3	アール・J・グレード	1885年12月 2日	〃	米国ソルトレーク市長	1966年 9月13日逝去
4	笠井喜彦	1890年 9月25日	〃	米国ソルトレーク市民 保険会社支社長	1966年 1月29日逝去
5	寺澤国子	1896年 7月 8日	〃	米国ソルトレーク市民 ユタ日報社長	1991年 8月 2日逝去
6	金子小一郎	明治28年 2月19日	〃	藤沢市長	昭和58年10月16日逝去
7	戸田康英	明治44年 4月30日	昭和43年11月 3日	東宮侍従長	昭和52年 4月 2日逝去
8	吉田豊信	明治44年 4月30日	〃	姫路市長	昭和59年 7月21日逝去
9	鈴木雅次	明治22年 3月 6日	昭和44年11月 3日	日本大学名誉教授	昭和62年 5月28日逝去
10	降旗徳弥	明治31年 9月18日	昭和49年11月 1日	松本市長 通信大臣	平成 7年 9月 5日逝去
11	元仲辰郎	明治44年 4月17日	〃	高山市長	昭和50年 2月11日逝去
12	葉山峻	昭和 8年 5月 1日	〃	藤沢市長	平成22年 3月13日逝去
13	エドウィン・ジャコブ・ガーン	1932年10月12日	〃	米国ソルトレーク市長 上院議員	
14	鈴木鎮一	明治31年10月18日	昭和54年11月 1日	才能教育研究会会長	平成10年 1月26日逝去
15	テッド・L・ウイルソン	1939年 5月18日	昭和63年11月 2日	米国ソルトレーク市長	
16	パルマー・A・デボリス	1945年 1月17日	〃	米国ソルトレーク市長	
17	戸谷松司	大正10年 6月30日	〃	姫路市長	平成11年 6月26日逝去
18	平田吉郎	大正 9年 2月 1日	〃	高山市長	
19	和合正治	大正 6年 2月27日	平成 5年 7月16日	松本市長	平成16年 3月 7日逝去
20	ディーディー・コラディニ	1944年 4月11日	〃	米国ソルトレーク市長	平成27年 3月 1日逝去
21	プレム・ラル・シン	1942年 3月23日	〃	ネパール王国カトマンス市市長	
22	日下部 尚	昭和 4年 8月26日	平成 6年 7月19日	高山市長	平成 6年 7月19日逝去
23	堀川和洋	昭和17年 7月 8日	平成 8年 7月27日	姫路市長	平成16年 8月 4日逝去
24	上條周一(信山)	明治40年 9月20日	平成 8年 8月22日	書家	平成 9年 2月12日逝去
25	小澤征爾	昭和10年 9月 1日	平成 8年 9月 8日	指揮者	
26	田村一男	明治37年12月 4日	平成 9年 3月 8日	洋画家	平成 9年 7月10日逝去
27	山本捷雄	昭和19年 7月 9日	平成 9年11月 1日	藤沢市長	
28	ロス・C・アンダーソン	1951年 9月 9日	平成14年 2月 8日	米国ソルトレーク市長	
29	石見利勝	昭和16年 8月14日	平成18年11月 2日	姫路市長	
30	有賀正	昭和 6年 4月29日	平成20年11月 1日	松本市長	
31	草間彌生	昭和 4年 3月22日	〃	前衛芸術家	
32	海老根靖典	昭和30年 8月17日	平成21年11月 1日	藤沢市長	
33	十八代目 中村勘三郎	昭和30年 5月30日	平成24年12月 5日	歌舞伎俳優	平成24年12月 5日逝去
34	ラルフ・ベッカー	1952年 5月30日	平成25年 7月22日	米国ソルトレーク市長	
35	鈴木恒夫	昭和25年 1月 3日	平成25年11月 1日	藤沢市長	

2 行政機構

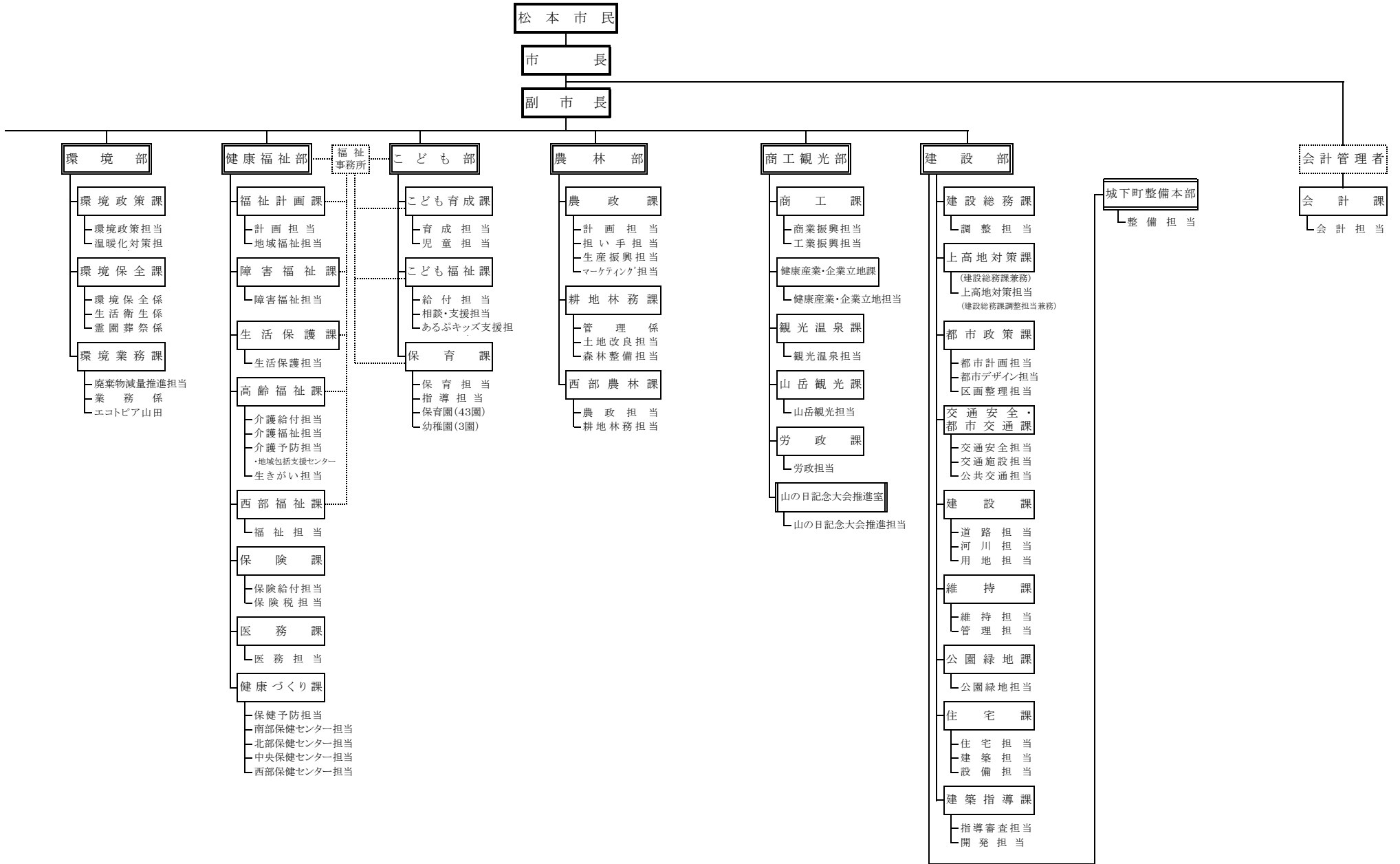
松本市組織表

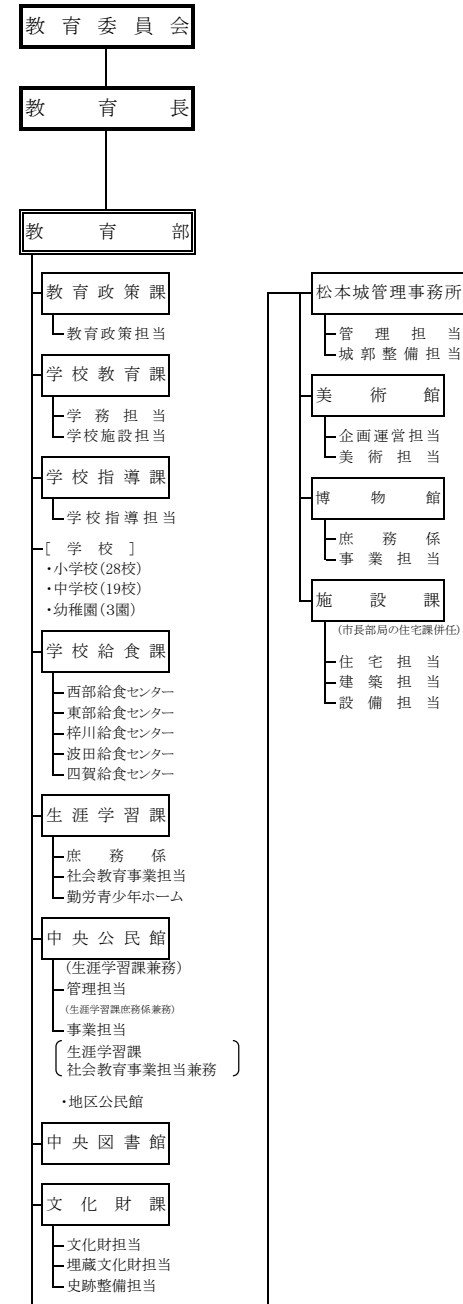
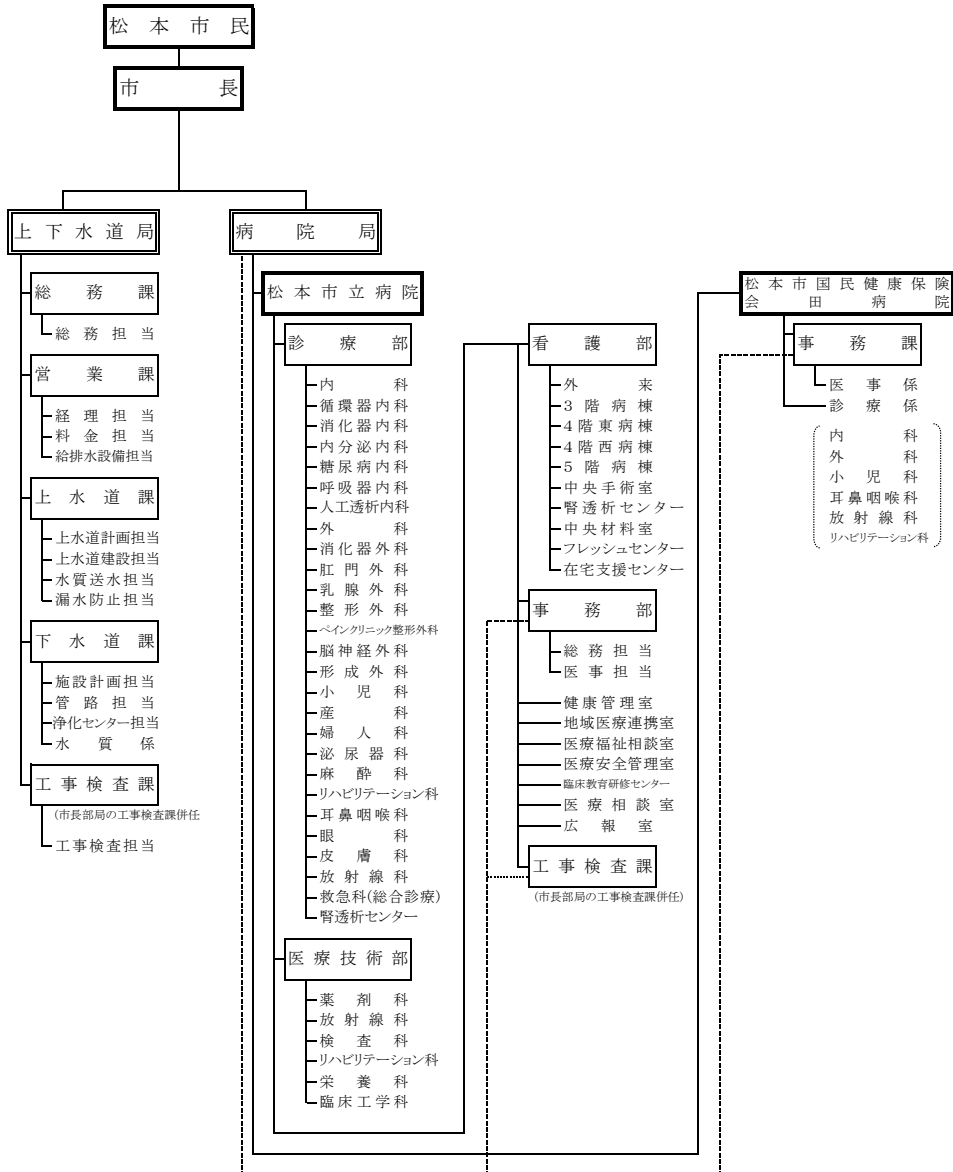
(平成28年4月1日)

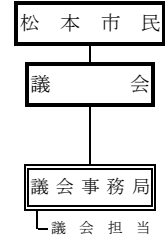
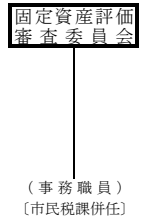
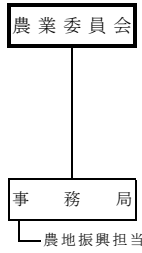
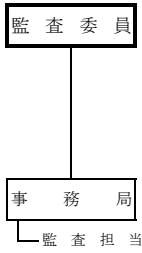
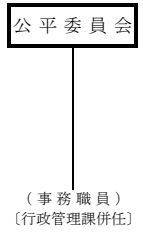
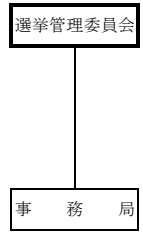


注 (1) 表中の は部、 は本部、 は課の位置付けです。

(2) 常備消防(消防署)関係事務は、松本広域連合が所掌しています。







3 行政改革

(1) 本市では、「平成の行政改革」として平成5年度から行政改革に取り組み、不断の見直しを強力に推進してきました。

ア 第1次行政改革（平成5年度～平成7年度）

新たな行政需要や地方分権時代に対応し得る簡素で効率的な執行体制を確立するため、国の指導や他の自治体に先駆け、平成5年12月に「新松本市行政改革大綱」を策定し、組織・要員・事務事業を重点項目に本市独自の行政改革に取り組みました。

イ 第2次行政改革（平成8年度～平成11年度）

外部機関による行政診断の結果と行政改革推進委員会の答申等を踏まえ、平成9年10月「第2次松本市行政改革大綱」を策定するとともに、「行政改革懇談会」「行政改革市民提案制度」「職員提案制度」を推進しました。

ウ 第3次行政改革（平成12年度～平成14年度）

市民に開かれた市政の実現と、21世紀への行政システムの構築を図るため、平成12年10月に「第3次松本市行政改革大綱」を策定しました。第3次大綱では、新たに数値目標を取り入れるとともに、重点項目に職員の資質向上と市民との協働を加えました。

エ 第4次行政改革（平成15年度～平成17年度）

市民との連携による協働の市政、高質・効率・快適な市政、行政システムの充実と成果重視の市政を目指すため、第3次同様に数値目標を掲げ、また、市町村合併の項目も盛り込んだ「第4次松本市行政改革大綱」を平成15年2月に策定しました。

オ 第5次行政改革（平成18年度～平成21年度）

市民に見える新たな行政改革を目指すため、「第5次松本市行政改革大綱」を平成18年3月に策定しました。その中では、「市民と行政との協働のまちづくり」「行財政経営の効率化」「人材育成と定員管理」の3点を重点取組項目とするとともに、国が示す集中改革プランの項目を反映して、定員管理等の数値目標を掲げました。

カ 第6次行政改革（平成22年度～平成26年度）

「健康寿命延伸都市・松本」の創造を実現するため、「多様な担い手との協働によるまちづくりの推進」「時代の変化に応じた持続可能な行財政運営基盤の確立」「選択と集中による行政サービスの再構築」を3本の柱とする「第6次松本市行政改革大綱」を平成22年12月に策定したほか、平成23年3月には、同大綱期間における定員管理の基本方針を定めた「松本市定員適正化計画」を策定しました。

キ 第7次行政改革（平成27年度～平成29年度）

「健康寿命延伸都市・松本」を支える行財政基盤の確立」を基本理念とし、長期的な視点である「超少子高齢型人口減少社会に備えた持続可能な行財政基盤の基礎づくりを目指して」、短期的な視点である「選択」と「集中」によるスピード感を持った行政サービスの提供を目指して」を2つの基本方針とした「第7次松本市行政改革大綱」を策定したほか、同大綱期間における定員管理の基本方針を定めた新たな「松本市定員適正化計画」を策定しました。

(2) 取組結果（平成5年度～平成27年度）

ア 組織数の推移

区 分	部	本 部	課	係	合 計
平成 5 年 4 月 1 日	12	8	72	206	298
平成 16 年 4 月 1 日	10	1	67	182	260
平成 17 年 4 月 1 日 (4 村合併)	10	6	94	251	361
平成 21 年 4 月 1 日	12	4	77	217	310
平成 22 年 4 月 1 日 (波田町合併後)	13	6	88	276	383
平成 25 年 4 月 1 日	14	1	84	257	356
平成 26 年 4 月 1 日	14	2	114	244	374
平成 27 年 4 月 1 日	16	1	116	245	378
平成 28 年 4 月 1 日	16	2	115	250	383

イ 職員数の推移

区 分	職員数
平成 5 年 4 月 1 日	1,799 人
平成 16 年 4 月 1 日	1,529 人
平成 17 年 4 月 1 日 (4 村合併)	1,802 人
平成 21 年 4 月 1 日	1,655 人
平成 22 年 4 月 1 日 (波田町合併後)	2,028 人
平成 25 年 4 月 1 日	1,968 人
平成 26 年 4 月 1 日	1,958 人
平成 27 年 4 月 1 日	1,953 人
平成 28 年 4 月 1 日	1,953 人

ウ 事務事業

区 分	内 容
委 託 化	ごみ収集、電話交換、本庁舎宿直、上水道中央監視、 上下水道検針・徴収業務、市税督促（コールセンター）等
O A 化	住民登録、財務会計、公共施設予約、住民票等自動交付、農家基本台帳 庁内情報システム等
嘱 託 職 員 の 活 用	一般事務、保育園、給食調理、学校等施設管理、図書館、博物館等
指定管理者制度の活用	葬祭業務、集会施設、社会福祉施設、駐車場、観光施設、市営住宅、 公設市場、体育施設など 219 施設に制度を導入
事 務 改 善	超過勤務縮減、公共工事コスト縮減、行政評価制度、市民課窓口改善等

4 平和推進事業

(1) 松本市平和祈念式典

ア 目的

昭和 61 年 9 月 25 日に宣言された「松本市平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と明るく住みよいかすの郷土づくりに向け、市民参加による「松本市平和祈念式典」を、平也 9 年度から毎年 8 月 15 日の終戦記念日に開催し、市民の平和意識の啓発・高揚を図っているものです。

イ 開催までの経過

昭和 61 年 9 月 25 日 松本市平和都市宣言

平成 8 年 8 月 12 日 松本市平和祈念碑除幕式

記念碑の前に、年に一度市民が集まり、平和を祈る式典を開催することとし、以降毎年開催

平成 9 年 4 月 1 日 運営にあたり、広く市民の参加を得るため、「松本市平和記念式典実行委員会」を設置

平成 9 年 8 月 15 日 第 2 回松本市平和祈念式典開催

平成 26 年 8 月 15 日 第 19 回松本市平和祈念式典開催

ウ 第 20 回松本市平和祈念式典

(ア) 実行委員会

a 構成団体 市内各種団体 15 団体

b 会議 3 回開催

(イ) 式典

a 期日 平成 27 年 8 月 15 日

b 会場 あがたの森公園 平和祈念碑前

c 内容 平和祈念碑へ折鶴献呈

黙とう

平和都市宣言朗読

広島平和記念式典参加中学生の感想発表

平和へのメッセージ発表

平和合唱

d 参加者 約 800 名

e その他 原爆ポスター展

エ 平和の集い

(ア) 実施主体

松本市平和祈念式典実行委員会

(イ) 実施内容

a 期日 平成 27 年 8 月 15 日（第 20 回松本市平和祈念式典終了後）

b 会場 あがたの森文化会館講堂

c 内容 小学生による平和の詩朗読

NPO 法人鬼丸昌也氏による講演会

d 参加者 約 300 名

(2) 広島平和記念式典参加

ア 目的

市内の中学生代表が被爆地広島を訪れ、平和記念式典への参加や、被爆者の講話等を通して、平和の尊さや命の大切さ、戦争の悲惨さを身をもって体験することで、次世代を担う子ども達の平和意識の高揚を図るものです。

イ 期 日 平成 27 年 8 月 5 日～7 日（2 泊 3 日）

ウ 行 先 広島県広島市、愛媛県西予市

エ 参加者 中学生 44 名（市内の中学校から男女各 1 名）

オ 内容

(ア) 「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」への参加

(イ) 被爆者の講話

(ウ) 広島平和記念資料館等の見学

(エ) 「ひろしまレポート」の作成

カ その他

日程の後半で、重文旧開智学校の姉妹館である、「重文開明学校」の所在地愛媛県西予市（旧宇和町）を訪れ、宇和中学生との交流事業を開催しています。

(3) 松本市小中学生平和ポスター展

ア 目的

次世代を担う小中学生の平和ポスターを通じて、平和の大切さや命の大切さ、戦争の悲惨さを改めて認識し、平和に対する意識の高揚を図るため、昭和 63 年から開催しているものです。

イ 期 日 平成 27 年 10 月 21 日～10 月 25 日

ウ 場 所 松本市美術館 多目的ホール

エ 応募・展示作品数 358 点

(4) 松本市平和推進事業紹介パンフレット作成

ア 本市が実施している平和推進事業及び市内に残る戦争遺跡を紹介することで、平和について関心を持ち続けることを目的とするものです。

イ 概要

(ア) タイトル

「平和への祈りをこめて」

(イ) 配布先

市内小学 6 年生

(ウ) 部数等

A3 版、3,000 部

(5) 平和推進活動補助事業

平和推進活動を行う個人・団体（中高生含む）が企画・運営する平和関連事業で、継続性・発展性が認められる事業に補助金を交付

(6) 平和の灯モニュメント設置、点火式

ア 目的

平和の灯の点火をきっかけに、平和の連鎖が広がることを祈念してモニュメントの設置と点火式を実施しました。

イ 期 日 平成 27 年 9 月 25 日

ウ 場 所 松本市役所前庭

エ 参加者 約 40 人

(7) 平和の詩朗読会

ア 目 的

市民による平和の連鎖を広げるための平和を創る取組みとして、平和活動に積極的に取り組まれている吉永小百合さんをお招きして「平和の詩の朗読会」を開催しました。

イ 期 日 平成 27 年 9 月 29 日

ウ 場 所 まつもと市民芸術館（主ホール）

エ 参加者 約 1,450 人

5 情報公開制度

(1) 経過と現状

平成 4 年 1 月から松本市公文書公開条例及び松本市個人情報保護条例に基づく情報公開制度を実施してきましたが、地方分権の時代を迎え、市の説明責任を果たし、市民参加による開かれた市政を一層進めるために、松本市公文書公開条例を全部改正した松本市情報公開条例を定め、この条例に基づく情報公開制度を平成 14 年 4 月から実施しています。

(2) 公文書公開制度

公開請求は、誰でもすることができます。公開の対象となる公文書の範囲は、紙媒体に限らず、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体も対象とし、法令等の規定により公開できない情報を除き公開します。制度を実施する市の機関は、市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会の 8 機関です。

(3) 個人情報保護制度

市が保有する自己の情報に関する開示、削除、訂正等の請求及び市の実施機関における個人情報の取扱いに関する制限を定め、個人情報の適正な保護に努めています。

(4) 行政情報の提供等

行政情報コーナーを設置し、基本構想・予算書・議会会議録・議案等市政に関する資料を市民の閲覧に供しています。また、市が設置する審議会等の会議は原則公開とするとともに、重要施策の形成過程においては、市のホームページ等の活用による幅広い市民の意見の聴取や市民への情報提供を積極的に進めます。

(5) 請求の状況

年度	公文書公開			個人情報保護			
	請求件数	処理状況	不服申立て 件数	請求件数	処理状況	不服申立て 件数	個人情報取扱 業務登録件数
25	138 (8,967 文書)	全部公開 6,435 部分公開 2,510 非公開 1 取下げ 6 不存在 15	0	53 (104 文書)	開示 63 部分開示 35 非開示 0 取下げ 1 不存在 5	0	623

26	168 (2,320 文書)	全部公開 906 部分公開 1,391 非公開 0 取下げ 2 不存在 21	0	57 (254 文書)	開示 218 部分開示 32 非開示 0 取下げ 0 不存在 4	0	636
27	128 (1,984 文書)	全部公開 825 部分公開 1,140 非公開 0 取下げ 1 不存在 18	0	43 (86 文書)	開示 55 部分開示 25 非開示 0 取下げ 0 不存在 6	0	642

※公文書公開の処理状況は、文書の件数を記載

6 松本市文書館

(1) 沿革

『松本市史』編纂事業の中で調査・収集された資料をはじめ、歴史資料として重要な文書、資料その他の記録の収集・整理・保存と閲覧を目的とする施設です。平成 10 年 9 月に「松本市文書館条例」が議決され、同年 10 月に旧芝沢支所を利用して開館しました。

その後、施設の老朽化、狭あい化が進んだことから、新たな文書館の整備を鎌田地区の第 2 学校給食センター跡地に進め、平成 26 年 9 月に供用開始となりました。

(2) 収蔵資料

ア 旧町村役場文書	約 76,000 点
イ 複製文書資料（写真・フィルム）	約 80,000 点
ウ 寄贈・寄託された地域文書資料	約 50,000 点
エ 旧公図・土地台帳	約 3,400 点
オ 航空写真	約 4,100 枚
カ 書籍	約 10,000 冊
キ 信濃史学会寄託書籍	約 7,000 冊

(3) 利用案内

ア 休館日	月曜日、国民の祝日、年末年始
イ 文書の閲覧	収蔵文書資料は、どなたでも無料で閲覧できます。

(4) 事業

ア 文書の収集・整理・保存

歴史資料の散逸を防ぐため、所在確認調査と複製による収集を中心として、資料情報を収集します。そして、収集した資料は、検索ができるように整理・保存します。

イ 文書の閲覧・複写

文書館の収蔵文書資料は、どなたでも閲覧できます。また、参考図書は複写サービス及び旧公図は、閲覧・証明事務を行っています。

ウ 文書に関する調査及び研究

市域のみでなく、県内外に保存されている歴史文書の資料情報を収集し、より多く提供できる

よう調査・研究をしています。

エ 文書に関する専門的な知識の普及及び啓発

文書館講座や講演会を開催し、地域の歴史に関する調査研究に役立てるため、資料情報を提供します。

オ 資料集等の編纂及び刊行

調査・研究の成果を、『松本市史研究－松本市文書館紀要－』『松本市文書館史料目録』『松本市文書館史料』等として編集・刊行し、『松本市史』等の販売をしています。

7 市町村合併

本格的な超少子高齢型人口減少社会の到来や、国や地方を通じて極めて厳しい財政状況にある中、地方分権の受け皿としての行財政基盤の強化、充実を図り、より充実した住民サービスを提供し、住みよいまちづくりを推進するため、松本市と四賀村、安曇村、奈川村、梓川村は、平成 17 年 4 月 1 日に合併しました。

また、平成 22 年 3 月 31 日には、松本市は波田町と合併し、人口 24 万人の新松本市が誕生しました。

(1) 主な経過

平成 14 年	3 月 29 日	四賀村が松本市へ合併協議の申入れ
	5 月 25 日	松本市・四賀村任意合併協議会を設置（計 10 回開催）
平成 15 年	1 月 9 日	松本市が松本西部広域施設組合構成 5 町村に合併の申入れ
	3 月 25 日	波田町、安曇村、奈川村及び梓川村から松本市へ合併協議の申入れ
	4 月 15 日	松本西部任意合併研究会を設置（計 3 回開催）
	6 月	松本市議会及び四賀村議会の 6 月定例会において「松本市・四賀村合併協議会の設置について」をそれぞれ議決
	7 月 1 日	松本市・四賀村合併協議会（法定）を設置（計 15 回開催）
	7 月 25 日	松本西部任意合併協議会を設置（計 15 回開催）
平成 16 年	7 月 21 日	波田町が松本西部任意合併協議会から退会
	7～8 月	市内全 30 地区で、「菅谷市長と語ろう会」を開催し、合併についての市民意見を聴取
	9 月 3 日	松本市議会市町村合併対策特別委員会に「4 村の合併受入れの是非について」を協議し、了承される。 菅谷市長が「4 村の合併の受入れ」を表明
	9 月 6 日	松本市議会議員協議会に「4 村の合併受入れについて」を報告
	9 月	松本市議会、安曇村議会、奈川村議会及び梓川村議会の 9 月定例会において「松本西部合併協議会の設置について」をそれぞれ議決
	10 月 4 日	松本西部合併協議会（法定）を設置（計 5 回開催）
	10 月 25 日	松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村による合併調印式を挙行
	10 月 28 日	松本市議会、四賀村議会、安曇村議会、奈川村議会及び梓川村議会の臨時会において「合併関連議案」をそれぞれ議決
	11 月 11 日	1 市 4 村の廃置分合（合併）を長野県知事に申請

- 12月22日 長野県議会において1市4村の廃置分合議案を議決
- 12月24日 長野県知事が1市4村の廃置分合（合併）を処分決定
長野県知事が1市4村の廃置分合（合併）を総務大臣に届出
- 平成17年 1月24日 総務大臣が1市4村の廃置分合（合併）を官報告示
- 3月30日 長の事務引継を実施
- 3月31日 松本市・四賀村合併協議会及び松本西部合併協議会が解散
- 4月1日 合併施行、新松本市スタート
- 平成19年 1月25日 波田町から松本市へ合併協議の申入れ
- 平成20年 5月20日 松本市議会総務委員協議会へ、「波田町との合併問題に対する基本姿勢、今後の取組み等について」を協議し、了承される。
- 5月28日 波田町へ市の基本姿勢を伝え、事務レベルの調整を開始
- 7月15日 松本市議会総務委員協議会へ、「市民への情報提供等に関する今後の取組み等について」を協議し、了承される。
- 8月18日～ 市内10会場で市民説明会を開催
(延べ参加者255名、意見・質問63件)
- 11月4日 松本市議会総務委員協議会で、「市民意向の把握等について」が了承される。
- 11月17日 松本市議会総務委員協議会へ、「アンケート調査の内容について」を報告
- 11月18日 波田町との合併問題について考える市民意見発表会を開催
(参加者約100名、意見発表者11名)
- 12月1日 松本市で、市民意向調査（アンケート調査）を実施
(実施期間12月1日～21日（回収期限12月28日）)
- 平成21年 1月13日 調査機関から市民意向調査集計結果の正式報告を受ける。
- 1月23日 松本市議会議員協議会へ、アンケート結果を報告
- 2月3日 松本市副市長が、合併協議の申入れに対する回答を波田町へ提出
- 3月12日 松本市議会総務委員協議会へ、合併協議に臨む松本市の基本姿勢（素案）を報告
- 4月14日 松本市議会総務委員協議会へ、「合併協議に臨む松本市の基本姿勢（成案）」及び「合併協議の場の持ち方」を協議し、了承される。
- 4月17日 松本市議会へ合併に関する特別委員会の設置を要請
- 5月18日 松本市議会第1回臨時会において、「特別委員会任務の追加及び委員定数の変更並びに特別委員の選任」が議決される。
- 5月21日 松本市議会高域都市ビジョン特別委員会へ経過を報告し、「松本市・波田町任意合併協議会の設置、運営等に関する基本方針」及び「第1回会議の内容等」を協議し、了承される。
- 6月1日 松本市・波田町任意合併協議会を設置（計5回開催）
- 9月14日 開会中の松本市議会9月定例会へ、「法定合併協議会の設置議案等」を追加提出。
市長が、提案説明において「年度内の合併」を表明
- 9月 松本市議会、波田町議会の9月定例会において、「法定合併協議会の

設置議案等」をそれぞれ議決

10月 7日 松本市・波田町合併協議会を設置（計2回開催）

10月 21日 松本市・波田町合併協定調印式を挙

10月 松本市議会、波田町議会の臨時議会において、「合併関連議案」をそれぞれ議決

10月 28日 松本市長及び波田町長が、合併申請書（廃置分合の申請）を提出

12月 14日 長野県知事が、松本市及び波田町の廃置分合（合併）を処分決定

長野県知事が、松本市及び波田町の廃置分合（合併）を総務大臣に届出

平成 22年 1月 12日 総務大臣が、松本市及び波田町の廃置分合（合併）を官報告示

3月 29日 長等の事務引継を実施

3月 30日 松本市・波田町合併協議会が解散

3月 31日 合併施行、新松本市スタート

平成 27年 3月 31日 合併協議に基づき設置された地域審議会、地域協議会及び地域自治区の設置期間の満了に伴い解散

(2) 合併協議未調整細目（事務事業等）の調整

旧4村との合併協議細目（事務事業等）のうち、合併後3年から5年のうちに改めて調整又は検討するとして未調整細目についての調整を図りました。

ア 合併時の未調整細目 613細目

イ 年度別調整数 平成20年度末まで 547細目

平成21年度 66細目

ウ 項目別調整数 松本市の制度に統一したもの 575細目

平成22年度から段階的に事務事業等を統一するもの 9細目

現行のとおりとしたもの（条件付きを含む。） 29細目

エ 合併協議細目の今後の取扱い

旧4村との合併協議で合意した合併協議細目（合併後調整された613細目を含む。）及び旧波田町との合併協議調整細目については、引き続き、所管課において進行管理を行います。

(3) 地域審議会・地域協議会

合併地区住民の意見を市政に反映させるため、合併特例法に基づき、対象区域内の公共的団体等を代表する者、学識経験者、公募等15名～20名で構成する四賀地域審議会、安曇地域協議会、奈川地域協議会、梓川地域協議会及び波田地域協議会を設置しました。

審議会・協議会では、市長、その他の市の機関から諮問されたもの、又は必要と認めるものについて、市長等へ意見具申を行うため、会議を開催しました。

合併協議による、平成17年4月1日（波田は平成22年3月31日）～平成27年3月31日の設置期間の満了に伴い、審議会・協議会は解散となりました。

(4) 自治区長会

地域審議会・地域協議会の会長及び市関係者で連絡・調整を図るため、市長、副市長、教育長、5自治区長、関係部長等で構成する自治区長会を設置し、合併地区の特色あるまちづくりに寄与する事業等を協議しました。

合併協議に基づき設置された地域審議会及び地域自治区の設置期間の満了に伴い、解散となりました。

8 職員定数と配置数

(平成 28 年 4 月 1 日現在。() 内は平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		条例定数	配 置 数		内女子職員
			総 数	内 単 労	
合 計		2,020 人 (2,020)	1,986 人 (1,979)	176 人 (177)	896 人 (878)
市長の事務 部局の職員	総 務 部		100	0	44
	政 策 部		19	0	3
	財 政 部		121	3	34
	危機管理部		14	0	1
	地域づくり部		86	0	27
	文化スポーツ部		32	1	7
	環 境 部		59	23	9
	健康福祉部		223	0	115
	こ ども 部		386	51	341
	農 林 部		58	0	6
	商工観光部		54	2	2
	建 設 部		172	17	15
会 計 課		10	0	6	
小 計		1,350 (1,350)	1,334 (1,329)	97 (98)	610 (597)
議会事務局の職員		11 (11)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
教育委員会の職員		225 (225)	224 (226)	64 (64)	52 (53)
選挙管理委員会の事務部局の職員		4 (4)	4 (4)	0 (0)	1 (1)
監査委員の事務部局の職員		5 (5)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
農業委員会の事務部局の職員		9 (9)	9 (9)	0 (0)	2 (2)
上下水道局の職員		108 (108)	106 (106)	9 (9)	12 (9)
病院局の職員		308 (308)	293 (289)	6 (6)	213 (210)

※派遣職員 19 (19) 人を除く。配置数は、休職者を含む。

9 特別職の職員等の給料・報酬

(平成28年4月1日現在)

職 名		給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
		年 額	月 額	日 額	
				4時間以上	4時間未満
市長			1,027,000		
副市長			843,000		
教育長			729,000		
議会の議員	議長		617,000		
	副議長		554,000		
	議員		497,000		
教育委員会の委員	委員		85,500		
選挙管理委員会の委員	委員長		76,800		
	委員		63,900		
公平委員会の委員	委員長			11,600	8,100
	委員			10,700	7,500
監査委員	代表監査委員		110,300		
	議会議員		59,400		
	知識経験者		101,300		
農業委員会の委員	会長		97,400		
	会長代理		64,900		
	部会長		55,200		
	部会長代理		50,700		
	委員		47,800		
固定資産評価審査 委員会委員	委員長			11,600	
	委員			10,700	
選挙長				10,600	
投票所の投票管理者				14,200	
期日前投票所の投票管理者				12,700	
開票管理者				10,600	
投票所の投票立会人	全日勤務			12,300	
	半日勤務			6,100	
期日前投票所の投票立会人	全日勤務			11,100	
	半日勤務			5,500	
開票立会人				8,800	
選挙立会人				8,800	
固定資産評価員				13,700	
環境美化巡視員		7,600			
民生委員推薦会委員				7,000	4,900
社会教育委員				7,000	4,900

職 名	給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
	年 額	月 額	日 額	
			4 時間以上	4 時間未満
スポーツ推進委員	41,700			
防災会議委員			7,000	4,900
国民保護協議会		委員・幹事	7,000	5,000
国民健康保険運営協議会委員			7,000	4,900
開発審査会委員			7,000	4,900
建築審査会委員			7,000	4,900
中高層建築物建築紛争調停委員会委員			7,000	4,900
都市計画審議会委員			7,000	4,900
スポーツ推進審議会委員			7,000	4,900
情報公開審査会委員・個人情報保護審査会委員			7,000	4,900
個人情報保護制度審議会委員			7,000	4,900
公の施設指定管理者選定審議会委員			7,000	4,900
名誉市民選考委員会委員			7,000	4,900
特別職報酬等審議会委員			7,000	4,900
退職手当審査会委員			7,000	4,900
差別撤廃人権擁護審議会委員			7,000	4,900
男女共同参画推進委員会委員			7,000	4,900
行政チャンネル放送番組審議会委員			7,000	4,900
消費者問題協議会委員			7,000	4,900
防犯推進会議委員			7,000	4,900
住居表示審議会委員			7,000	4,900
環境審議会委員			7,000	4,900
管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉 21 市民会議委員			7,000	4,900
予防接種健康被害調査委員会委員			7,000	4,900
子どもの権利擁護委員			9,800	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,000	4,900
子ども・子育て会議委員			7,000	4,900
農業振興地域整備促進等協議会委員	16,700			
公設地方卸売市場運営協議会委員			7,000	4,900
商工業振興審議会委員			7,000	4,900
観光開発審議会委員			7,000	4,900
国土利用計画審議会委員			7,000	4,900
景観審議会委員			7,000	4,900
交通安全対策委員会委員			7,000	4,900
モーテル類似施設建築審議会委員			7,000	4,900
都市計画下水道事業受益者負担審査委員会委員			7,000	4,900
教育文化センター運営委員会委員			7,000	4,900
小・中学校通学区域審議会委員			7,000	4,900

職 名	給 料 ・ 報 酬 (単位：円)			
	年 額	月 額	日 額	
			4 時間以上	4 時間未満
心身障害児就学指導委員会委員			7,000	4,900
学校給食センター運営委員会委員			7,000	4,900
青少年問題協議会委員			7,000	4,900
文化芸術振興審議会委員			7,000	4,900
文化財審議委員会委員			7,000	4,900
音楽文化ホール運営委員会委員			7,000	4,900
図書館協議会委員			7,000	4,900
公民館運営審議会委員			7,000	4,900
勤労青少年ホーム運営委員会委員			7,000	4,900
博物館協議会委員			7,000	4,900

10 職員給与

(1) 平均給料等 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6 歳	329,613 円	395,254 円
技能労働職	45.6 歳	309,667 円	349,828 円

(注) 「平成 27 年地方公務員給与実態調査」

(2) 初任給基準 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

試 験 区 分	初 任 給	給料月額
初 級 (高校卒)	1 級 5 号俸	144,600 円
中 級 (短大卒)	1 級 15 号俸	157,300 円
上 級 (大学卒)	1 級 25 号俸	176,700 円

(3) 管理職手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

支 給 範 囲	職務の級	支給額 (月額)
部長	8 級	85,000 円
	7 級	80,300 円
本部長・次長	7 級	75,800 円
課長	7 級	62,400 円
	6 級	58,800 円
地域づくりセンター長	5 級	47,900 円

(4) 期末、勤勉手当

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分	支給割合						職制上の段階、職務 の等級による加算
	期末手当		勤勉手当		支給率計		
	一般職	部長職	一般職	部長職	一般職	部長職	
6 月	1.225	1.025	0.80	1.00	2.025	2.025	3 級 5%
12 月	1.375	1.175	0.80	1.00	2.175	2.175	4、5 級 10%
							6、7 級 15%
計	2.6	2.2	1.6	2.0	4.2	4.2	8 級 20%

(5) ラスパイレス指数

年	19	20	21	22	23	24	25	26	27
指数	97.8	98.1	98.2	98.2	98.0	98.2	106.2*	98.9	98.4

* 臨時特例法に伴う「減額前」の俸給月額を基に算出した場合の値：98.2

11 職員旅費

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	日 当 (県外 1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
		県外	県内	
市 長 等	3,000 円	14,800 円	11,800 円	3,000 円
4 級以上の職務にある者	2,600 円	13,100 円	9,800 円	2,600 円
3 級以下の職務にある者	2,200 円	13,100 円	9,800 円	2,200 円

12 職員研修

・平成 27 年度の職員研修

区分	階層	研修名 (対象)	研 修 内 容
集 合 研 修	一 般 職 員	新 規 採 用 職 員	基礎知識 (市の概要、制度、会計事務、文書事務他)、理事者講話、政策課題研究、人権、接遇、ビジネスマナー、職場体験、健康づくりとメンタルヘルス、コンプライアンス、市民協働、普通救命講習、防災、情報セキュリティ、健康管理講座 他
		初級前期職員(2 年目)	キャリアデザイン、部長講話、松本城の歴史、ダイアログ、ビジネスマナー、文化財資源、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
		初級後期職員(3 年目)	業務改善とマニュアル作成、部長講話、コミュニケーション研修、メンタルヘルス、コンプライアンス、地方自治の課題、公務員倫理、情報セキュリティ、健康管理講座 他

区分	階層	研修名（対象）	研 修 内 容
集合研修	一般職員	中級前期職員(5年目)	ディベート能力開発、ダイアログ、部長講話、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
		中級後期職員(8年目)	政策形成の基礎、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
		中堅職員(新任主任)	キャリアデザイン、ダイアログ、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
	監督者	新任主査	政策課題・政策法務、メンタルヘルス、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
		新任係長	マネジメント、キャブテンシー、ファシリテーション、ダイアログ、メンタルヘルス、ハラスメント防止、議会事務及び運営、議会傍聴、防災、人事評価、コンプライアンス、情報セキュリティ、健康管理講座
		新任課長補佐	コーチング、理事者講話、ダイアログ、メンタルヘルス、コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ、健康管理講座
	管理者	新任課長	マネジメント、プレゼンテーション、人事評価、環境マネジメント
		部 課 長	ハラスメント防止、ダイアログ、人権、人事評価、自治体における危機管理、情報セキュリティ、コンプライアンス、健康管理講座
		嘱託職員・臨時職員	接遇、公務員倫理、文書事務、会計事務、市の事務分掌、環境マネジメント、メンタルヘルス、コンプライアンス
		実務研修	OA、文書事務、会計事務
	特別研修	公務員倫理、接遇、ヘビークレーム対応、敬語の使い方、不当要求防止、協働推進、交通安全、ハラスメント防止、人権、コンプライアンス、メンター、普通救命、地域づくり、広報スキルアップ、環境マネジメント 他	
派遣研修	長期派遣	国土交通省、経済産業省、消防庁、長野市、自治大学校 他	
	海外派遣	国際文化アカデミー	
	各部派遣	業務上必須の資格取得の派遣研修	
	研修機関派遣	県市町村職員研修センター、全国市町村国際文化研修所、早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会、民間研修機関	
	職場研修	職務遂行能力の向上、職場の課題と対応策、新規採用職員への指導 他	
自主研修	資格取得	資格取得費用の助成	
	通信教育	受講料の助成	
	自主研究グループ	活動経費の助成	

13 地域情報化の推進

(1) 公共施設案内・予約システムの運用

平成23年度の導入から5年間運用している公共施設案内・予約システムの適切な運用管理を進

めることで市民サービスの維持向上を図ります。また、システムの再構築に向けての取り組みを加速させます。

(2) 電波障害の対応

情報格差（地域・高齢者・障害者・情報弱者など）の解消、危機管理等の観点から四賀・奈川・上高地地域の携帯電話施設及び奈川・上高地地区難視聴対策事業により整備したCATV伝送路等の維持管理を継続することで市民サービスの向上を図ります。

14 電子自治体の推進

(1) 業務システム最適化事業

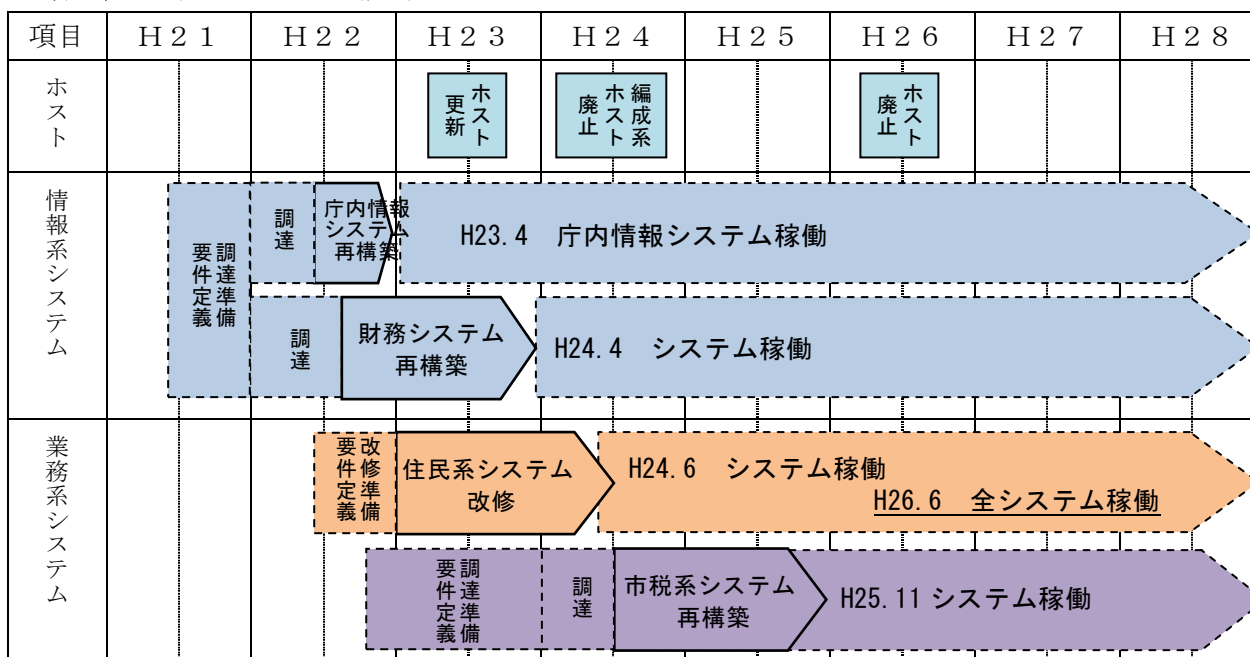
ICT（情報通信技術）関連事業に係る行財政効率の向上のため策定した「業務システム最適化計画」に基づき、業務システムの最適化を進めました。（計画年度 平成20年度～26年度）。

また、平成25年度から進めている第2次業務システム最適化事業も継続的に取り組んでいます。

ア 松本市業務システム最適化計画の骨子

最適化範囲	最適化方針	主な取り組み
システムの再構築	社会のICT環境に対応した標準的技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 大型電子計算機の廃止（オープンシステム化） パッケージソフトウェアの導入
体制の整備	ICTガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信システムの管理、調達等に関する規程類の整備 情報セキュリティ、危機管理の強化
経営資源の再配分	外部資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 適切な民間委託の推進 民間所有資産の活用

イ 最適化主要スケジュール概要



ウ 平成 27 年度の取組み

(ア) 業務システム最適化計画

a システムの再構築及び管理

平成 26 年 9 月のホストコンピュータ廃止により、再構築された全システムについて、管理及び安定運用に努めました。

b 最適化により稼働したシステムの更新

業務システム最適化計画に基づいて調達したシステムについては、調達ガイドラインに基づき、システム評価を行い、次期調達に向けた取り組みを行いました。

(イ) 第 2 次業務システム最適化

a 仮想化技術を利用した情報セキュリティ対策事業

平成 26 年度に構築した仮想環境を利用して、住基、税等を利用する業務系端末について、情報漏えい防止のためのセキュリティ対策を実施しました。

b 福祉関係システムの再構築

これまで個別に調達していた健康福祉部系のシステムについて、一括調達方式によりシステムを再構築し、最適化計画の方針に基づいて効率的な運用を目指すとともに、平成 29 年 7 月からのマイナンバー制度への対応を進めました。

(ウ) ICT マネジメント体制の再構築

行財政運営を支えるため、ICT マネジメント体制の確立を進めます。

a ICT ガバナンスの強化方針

(a) ICT マネジメントルールの整備

(b) 情報セキュリティ対策・危機管理の強化

(c) ICT 調達ルールの充実

b 情報政策幹の採用

平成 27 年 8 月に情報政策幹を採用し、松本市最高情報責任者（CIO：副市長）の指示のもと、市役所全体として電子行政の高度化・効率化・合理化を行うため、本市の基本計画等を踏まえ、業務システム所管課等に対し、専門的・技術的見地から支援等を行っています。

(2) 社会保障・税番号制度への対応

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うためのシステム基盤を構築するマイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現します。

平成 29 年 7 月の番号制度本格稼働に向けて、住民系システム、市税系システム及び社会保障系システムにおいて個人番号の利用・情報連携を図るため、必要なシステム開発・改修を実施しました。

(3) 松本市自治体ネットワークの運用管理

本庁及び支所・出張所をはじめとする市内 130 か所の公共施設を結ぶ、高速かつ安定した光回線による情報通信網として運用している、松本市自治体ネットワーク（Mnet）の管理運用を適切に実施することで、市民サービスの維持に努めました。

15 戸籍・住民票関係事務処理件数

(1) 有料分

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	合計
25	69,916	131,657	99,906	301,479
26	69,603	119,714	91,527	280,844
27	72,175	120,182	90,557	282,914

* 戸籍関係（戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍、附票、身分証明、戸籍証明）

* 住民票関係（住民票、除票、記載事項証明、閲覧、市民カード、住基カード、通知カード）

* 印鑑関係（印鑑登録・再登録、印鑑登録証明書）

・窓口別交付状況（平成 27 年度）

交付窓口	件数	交付窓口	件数
市民課	122,347	内田出張所	1,757
四賀支所	3,915	芳川出張所	17,690
安曇支所	1,331	寿出張所	14,429
奈川支所	570	岡田出張所	3,843
梓川支所	9,867	入山辺出張所	970
波田支所	12,765	里山辺出張所	4,984
本郷支所	5,037	今井出張所	2,773
島内出張所	10,622	あがたの森文化会館	1,687
中山出張所	2,411	総合社会福祉センター	8,694
島立出張所	7,351	駅前会館	2,291
新村出張所	2,490	ふくふくらいず	1,097
和田出張所	2,579	自働交付機交付機(5カ所)	30,842
神林出張所	4,195	コンビニ交付サービス	107
笹賀出張所	6,170		
合計			282,914 件

(2) 無料分

区分 年度	戸籍届	住民異動 及び国保	公用交付	関係通知
25	11,544	53,183	34,876	20,414
26	11,506	52,309	30,735	20,491
27	11,289	52,072	31,357	20,175

16 住居表示整備事業

市民生活向上に資するため、住居の密集が著しい地域を対象に、住居に表示の仕方を従来の「土地の地番」から「建物等に番号」を整然と順序よく付ける住居表示の整備をしています。

- ・全市面積 978.77 km²（実施比率 3.21 %）
- ・市街化区域 37.86 km²（実施比率 83.04 %）

実施の経過

注意：（ ）の数値は合計に含まれません

期 別	実 施 時 期	面 積 (km ²)	世 帯 数	新 町 数	備 考
第 1 次	S 40. 9. 1	1. 770	6, 592	21	
第 2 次	S 41. 7. 1	1. 232	3, 130	8	
	S 41. 9. 1	2. 388	7, 127	16	
第 3 次	S 42. 7. 1	3. 850	5, 274	24	
第 4 次	S 48. 11. 1	0. 457	1, 493	9	
第 5 次	S 54. 7. 1	2. 237	2, 408	11	
第 6 次	S 55. 9. 1	1. 650	1, 864	11	
第 7 次	S 60. 2. 12	2. 208	2, 281	11	
松本駅周辺区 画整理事業に 伴う住居表示 変更	S 61. 3. 21	(0. 139)	(247)		※第 2 次実施区域の深志 1 ～2 丁目、中央 1 丁目、 本庄 1 丁目の一部を再整 備
	H 2. 8. 1	0. 482	1, 244	4	
第 8 次	H 2. 11. 5	0. 104	134	1	
	H 3. 6. 3	0. 164	166	1	
	H 3. 11. 5	0. 918	2, 023	3	
第 9 次	H 4. 2. 12	0. 211	310	1	
	H 4. 10. 26	2. 301	2, 092	7	
第 10 次	H 6. 2. 28	2. 083	2, 084	9	
第 11 次	H 7. 10. 30	3. 845	2, 928	11	
第 12 次	H 8. 3. 1	0. 310	18	1	
神田地区住居 表示再整備	H 10. 10. 26	(0. 150)	(110)	1	※第 10 次実施区域の一部 を再整備
第 13 次	H 11. 9. 7	0. 300	392	1	
	H 11. 10. 25	0. 070	50	(1)	
第 14 次	H 12. 11. 20	0. 420	405	2	
竹湊西土地 区画整備事業に 伴う住居表示 変更	H 13. 11. 20	(0. 010)	(1)		※第 12 次実施区域の一部 を再整備
中央西土地 区画整理事業に 伴う住居表示 変更	H 15. 1. 31	(0. 120)	(217)		※第 2 次実施区域の中央 1 ～2 丁目の一部を再整備
井川城北土地 区画整理事業 に伴う住居表 示再整備	H 15. 3. 27	(0. 019)	(6)		※第 7 次実施区域の一部 を再整備

期 別	実 施 時 期	面 積 (km ²)	世 帯 数	新 町 数	備 考
平田土地区画 整理事業に伴 う住居表示再 整備	H16.10. 1	(0.081)	(14)		※第12次実施区域の一部 を再整備
庄内土地区画 整理事業に伴 う住居表示再 整備	H18.11.30	(0.291)	(173)		※第2次実施区域の庄内3 丁目の一部、第10次実 施区域の筑摩1丁目、出 川1丁目の一部を再整備
第15次	H20.10.31	0.575	305	2	
第16次	H21. 2.27	0.493	601	2	
第17次	H21.11. 2	0.528	633	2	
第18次	H22.11. 1	1.110	1,550	4	
第19次	H24. 2. 1	0.413	662	2	
第20次	H24.11. 1	0.867	612	2	
第21次	H25.10. 1	0.453	716	2	
芳野地区住居 表示再整備	H26. 2.13	(0.050)	(51)	(6)	※第5次実施区域の一部を再 整備(都市計画道路芳野双 葉線新設に伴うもの)
出川町・平田 東1丁目住居 表示再整備	H28. 2.10	(0.134)	(7)		※第11、12次実施区域の一部 を再整備(都市計画道路小 池平田線新設に伴うもの)
合 計		31.439	47.094	169	

17 年金の概要

(1) 国民年金加入状況

(単位：人)

区 分	H 26. 3. 31	H 27. 3. 31	H 28. 3. 31
第1号被保険者数	32,000	31,043	29,711
任意加入保険者数	382	353	348
第3号被保険者数	18,311	17,901	17,609
計	50,693	49,297	47,668

(2) 年金保険料免除状況

(単位：人)

区 分	H 26. 3. 31	H 27. 3. 31	H 28. 3. 31
法定免除	2,271	2,297	2,308
全額免除	4,012	3,836	3,446
一部免除	717	973	607
学生特例納付	3,087	3,227	3,088
納付猶予	744	731	591
計	10,831	11,064	10,040

(3) 資格適用異動受付件数（年度別）

（単位：件）

区 分	H25	H26	H27
資格取得・喪失件数	6,080	6,048	6,027
付加年金受付件数	182	233	170
転 入	2,186	2,097	2,141
転 居	1,694	1,817	1,710
転 出	1,993	2,133	2,381
氏 名 変 更	1,044	719	685
手帳番号登録等	1,235	855	717
計	14,414	13,902	13,831

18 人権啓発推進事業

昭和 44 年の「同和対策事業特別措置法」施行以来、本市では人権問題の早期解決に向け、人権行政を積極的に推進してきました。33 年間にわたる「特別対策事業」により、生活環境等は大きく改善され、市民の人権に対する意識も浸透してきています。平成 14 年 3 月末をもって特別対策事業は終了しましたが、人権問題の完全解決にはまだ多くの課題が残されていることから、人権施策の積極的な取組みが必要となっています。

さらに、平成 12 年に「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、誰もが人権尊重の重要性を認識し、人権尊重の意識が定着し、人権を大切にした行動がとられるようになることが求められています。

平成 28 年度には市民意識調査（基本的人権に関わる）を実施し、その結果を基に、市民一人ひとりが人権の意義や重要性を正しく理解し、お互いの個性を認め合い、人権尊重の行動がとれる実践力が身につくために必要な施策を見極め、有効、適切かつ効果的な人権施策の推進に取り組んでまいります。

(1) 人権施策推進事業

事 業 内 容	平 成 28 年 度 予 算
ア 総合推進対策	5,720千円
イ 人権教育（学校、社会等）	2,182
合 計	7,902

(2) 人権啓発主要事業

- ア 人権啓発活動関係
- イ 人権擁護委員推薦関係
- ウ 地区人権啓発推進連絡協議会関係
- エ 企業人権啓発推進連絡協議会関係
- オ 運動団体との協調関係
- カ 人権問題総合相談窓口関係

19 男女共同参画推進事業

本市では昭和 61 年 3 月に「松本市婦人行動計画」、平成 4 年 3 月に「女性プランまつもとⅡ」、平成 10 年 3 月に「男女共生プランまつもと」、平成 15 年 3 月には「松本市男女共同参画計画」を策定し施策を総合的かつ効果的に進めてきました。

平成 18 年度に実施した市民意識調査結果を基に、平成 19 年度にはこれまでの取り組みを評価、総括し、できる限り数値目標を設定した、より実効性の高い「第 2 次松本市男女共同参画計画」(H20～H24) を策定し、4 つの基本目標(意識づくり、まちづくり、職場づくり、暮らしづくり)について推進してきました。

平成 23 年度に再度市民意識調査を実施、平成 24 年度に「ひと(男)とひと(女)ともに輝く・まつもとプラン」として、第 3 次松本市男女共同参画計画(H25～H29)を策定しました。男女が対等のパートナーとして、あらゆる分野に平等に参画し、責任を分かち合い、「一人ひとりの個性と能力が発揮できる健康寿命延伸のまち」をめざします。

平成 28 年度には 3 回目の市民意識調査を実施し、その結果を基に、平成 29 年度に第 4 次松本市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画の更なる推進を図ります。そして男女が対等な立場で生き生きと生活できる社会の構築をめざします。

(1) 「松本市男女共同参画推進条例」の概要

ア 公布・施行 平成 15 年 6 月 26 日

- イ 基本理念
- ・男女の基本的人権の尊重
 - ・性別による固定的な役割分担に基づく制度、慣行の見直し
 - ・政策、方針決定の場への男女の対等な参画機会の確保
 - ・男女の家庭生活と他の社会的活動の両立
 - ・男女の健康な生活を営む権利の尊重
 - ・男女共同参画に関する国際社会の動向への配慮

(2) 女性団体等支援

男女が共に認めあい、支えあう社会を築くことを目的とした男女共同参画に向けて活動する女性団体等と連携を図ります。

(3) 男女共同参画に関わる事業について

男女共同参画社会の形成と女性施策を進めるため、「松本市女性センター“パレア松本”」「トライあい・松本」を拠点として、男女共同参画施策の一層の充実を図っています。

(4) 松本市女性センター“パレア松本”

ア 位置 松本市中央 1 丁目 18 番 1 号 (Mウイング南 3 階)

イ 規模 486.17 m²

ウ 施設内容 相談室、ネットワーク室 1・2、ワーキングルーム、交流フロアー、情報資料・図書コーナー、キッズコーナー、授乳室

エ 利用対象 男女共同参画社会に向けた活動をしている団体

- オ 事業内容
- ・女性の再就職支援、社会参画の促進にかかわる各種講座の開催
 - ・女性を取り巻く諸問題解決のための支援及び相談に関すること。
 - ・男性相談に関すること。
 - ・男女共同参画の学習にかかわる情報の収集及び提供に関すること。

- ・女性団体等の活動支援

(5) トライあい・松本

ア 位置	松本市中央4丁目7番28号
イ 規模	鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 1,595.32 m ² 延床面積 1,053.06 m ²
ウ 施設内容	大会議室、1号・2号会議室、研修室、料理実習室、託児室、図書コーナー、相談室、和室、工作室等
エ 利用対象	市内に居住又は勤労する者
オ 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習、実習 ・職業に関する相談、指導、講習、実習 ・家事、育児等の援助に関すること。 ・休養、レクリエーションの場と機会の提供及び助言指導 ・その他、女性労働者等の福祉に関すること。

20 多文化共生施策推進事業

本市では、国籍や文化、価値観の違いを超え安心して暮らせる地域づくりを多文化共生の側面からも推進していくため、平成23年7月に「松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成24年7月1日には、多文化共生社会の実現に向けた拠点施設として多文化共生プラザを設置し「松本市多文化共生推進プラン」に基づいた事業を推進してきました。

平成28年度には、「第2次松本市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生意識の広がりによる地域社会での対等な関係の構築をめざします。

(1) 多文化共生4つの基本理念

- ア 「人権」の視点から考える
- イ 地域づくりにつなげる
- ウ 「同じ」を共有し「ちがひ」を認めあう
- エ 「多様性」を活力に変える

(2) 多文化共生プラザ

- ア 位置 松本市中央1丁目18番1号（Mウイング南3階）
- イ 事業内容
 - ・外国人住民の自立及び社会参画の促進のための啓発に関すること。
 - ・多文化共生に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - ・外国人住民を取り巻く諸問題に係る相談に関すること。
 - ・外国人住民の生活支援に関すること。
 - ・支援団体の活動支援及び人材育成に関すること。
 - ・多文化共生を推進するための交流活動に関すること。

(3) 経常事務

- ア ポルトガル語相談員の配置
月～金の週5日、午前9時30分から午後3時30分
- イ 多言語生活相談及び文書の翻訳等
- ウ 多言語ガイドブックの作成（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語）

エ 文化庁委託事業「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

平成 26 年度から、市内在住外国人を対象として、日常生活を営む上で必要な最初級の日本語の習得を目的とする日本語教室を実施します。あわせて日本語を教えるボランティアや日本語支援のコーディネーターの育成を行いながら、在住外国人を地域で支える体制づくりを推進します。

21 選挙

(1) 選挙人名簿登録者数（定時登録）

数単位：人

年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数	年 月 日	登録者数
平成 25 年 6 月 2 日	194,472	平成 26 年 6 月 2 日	194,409	平成 27 年 6 月 2 日	194,280
平成 25 年 9 月 2 日	194,416	平成 26 年 9 月 2 日	194,259	平成 27 年 9 月 2 日	194,058
平成 25 年 12 月 2 日	194,478	平成 26 年 12 月 2 日	194,316	平成 27 年 12 月 2 日	194,262
平成 26 年 3 月 2 日	194,438	平成 27 年 3 月 2 日	194,274	平成 28 年 3 月 2 日	193,956

(2) 選挙結果総括表

ア 市議会議員

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 19 年 4 月 22 日					
松本選挙区	160,505	87,403	54.46	38	34
四賀選挙区	4,870	3,605	74.02	2	1
梓川選挙区	9,152	5,541	60.54	3	2
安曇選挙区	無投票			1	1
奈川選挙区				1	1
平成 22 年 4 月 25 日（増員選挙）					
波田選挙区	12,092	7,406	61.25	6	3
平成 23 年 4 月 24 日	190,182	94,772	49.83	39	31
平成 27 年 4 月 26 日	190,547	90,482	47.49	42	31

イ 市長

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 20 年 3 月 16 日	179,038	84,912	47.43	2
平成 24 年 3 月 11 日	無投票			
平成 28 年 3 月 13 日	192,211	95,898	49.89	3

ウ 県議会議員（松本市選挙区）

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 19 年 4 月 8 日	177,324	94,592	53.34	9	6
平成 23 年 4 月 10 日	190,350	91,000	47.81	7	6
平成 27 年 4 月 12 日	190,679	84,392	44.26	8	6

エ 知事

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数
平成 18 年 8 月 6 日	178,604	114,074	63.87	2
平成 22 年 8 月 8 日	191,519	93,221	48.67	3
平成 26 年 8 月 10 日	192,195	71,347	37.12	3

オ 衆議院議員（小選挙区選出）

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 21 年 8 月 30 日	180,651	130,888	72.45	6	1
平成 24 年 12 月 16 日	194,210	118,878	61.21	5	1
平成 26 年 12 月 14 日	194,081	102,293	52.71	4	1

カ 参議院議員（長野県選出）

数単位：人

選挙期日	当日有権者数	投票者数	投票率 %	立候補者数	当選人数
平成 19 年 7 月 29 日	181,063	109,390	60.42	4	2
平成 22 年 7 月 11 日	193,191	116,824	60.47	6	2
平成 25 年 7 月 21 日	194,161	104,740	53.94	6	2
平成 28 年 7 月 10 日	198,461	116,282	58.59	3	1